

全 員 協 議 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年10月6日（月）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（33名）

議 長	市 村 やすとし
副 議 長	高 山 泰 三
議 員	のぐち けんたろう
議 員	吉 村 美 紀
議 員	松 平 雄一郎
議 員	宮 野 ゆみこ
議 員	ほかり 吉 紀
議 員	依 田 翼
議 員	高 山 かずひろ
議 員	石 沢 のりゆき
議 員	千 田 恵美子
議 員	浅 川 のぼる
議 員	豪 一
議 員	山 田 ひろこ
議 員	宮 本 伸 一
議 員	田 中 香 澄
議 員	沢 田 けいじ
議 員	海 津 敦 子
議 員	宮 崎 こうき
議 員	たかはま なおき
議 員	小 林 れい子
議 員	金 子 てるよし
議 員	田 中 としかね

議 員	名 取 顕 一
議 員	白 石 英 行
議 員	松 丸 昌 史
議 員	岡 崎 義 顕
議 員	上 田 ゆきこ
議 員	品 田 ひでこ
議 員	浅 田 保 雄
議 員	山 本 一 仁
議 員	関 川 けさ子
議 員	板 倉 美千代

4 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
榎 戸 研	防災危機管理室長
高 橋 征 博	区民部長
長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
鈴 木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
矢 内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長

渡 邊 了	監査事務局長
川 崎 慎一郎	企画課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
畑 中 貴 史	総務課長
木 村 健	区民課長
吉 本 眞 二	アカデミー推進課長
篠 原 秀 徳	福祉政策課長
鈴 木 大 助	子育て支援課長
中 島 一 浩	生活衛生課長
真 下 聡	都市計画課長
橋 本 淳 一	管理課長
武 藤 充 輝	環境政策課長
阿 部 英 幸	施設管理課長
熱 田 直 道	教育総務課長
宮 部 義 明	選挙管理委員会事務局長

5 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査主査	糸日谷 友
議事調査主査	菅 波 節 子
議事調査担当	阿 部 隆 也
議事調査担当	眞 鍋 由起子
議事調査担当	平 尾 和 香

6 本日の付議事件

- (1) 理事者報告
- (2) 議長会の報告
- (3) 本会議の流れ及び所要時間について
- (4) 一般質問
- (5) その他

午後 0時59分 開会

○市村議長 それでは、時間前ではございますが、ただいまより全員協議会を開会いたします。
議員等の出席状況でございますが、議員は全員出席をいただいております。
理事者につきましても、全員出席をいただいております。

○市村議長 理事者報告です。

東京都功労者表彰について。
竹田総務部長。

○竹田総務部長 東京都功労者表彰について、御報告申し上げます。

このたび、浅田保雄議員が令和7年度東京都功労者表彰を受賞されました。誠におめでとうございます。

浅田議員は、文京区議会議員として、18年の長きにわたり、自治制度・地域振興調査特別委員会委員長や文教委員会副委員長などを歴任し、区政の伸展に大きく貢献されました。

なお、浅田議員は、総務区民委員会出席のため、御欠席となりましたが、表彰式は、10月1日に、都庁にて執り行われました。

東京都功労者表彰の御報告は、以上でございます。

○市村議長 ありがとうございます。

次に、訴訟関係について。
竹田総務部長。

○竹田総務部長 訴訟関係について、御報告申し上げます。

今回、御報告申し上げます案件は、子ども宅食プロジェクト補助金の支出に係る住民訴訟の判決についてでございます。

本件は、平成30年度から令和5年度までの子ども宅食プロジェクト補助金の支出に関するもので、区内の一般社団法人を原告として、訴えが提起されていたものでございます。

原告は、その一部の使途につき、公益上の必要がある場合に該当せず、違法な支出に当たると主張しているもので、訴えの内容は、当時の管理職、個人としての区長、関係する非営利活動法人を相手方として、当該違法な支出に係る約8,700万円の損害賠償を請求するよう、文京区長に対して求めていたところでございました。

本件については、東京地方裁判所において、合計5回の期日を経た上で、原告の訴えが適

法であるか否かについて裁判所として判断をする必要があるとして、弁論が終結されました。その上で、本年9月9日、訴えの内容を2つに分離して判決が下されました。

まず、令和4年度の補助金の確定に関する訴えについては、原告の住民監査請求の内容は適法と解する余地があり、また、監査請求期間である1年間のうちに住民監査請求がなされたものであるから、訴えの却下を求める区の主張には理由がない、との旨の判断がなされました。

一方で、令和5年度の補助金の支出に関する訴えについては、そもそも当該支出が原告の住民監査請求の対象に含まれていたとは言えないとして、それ以外の支出に関する訴えについては、原告の住民監査請求の内容自体は適法と解する余地があるが、監査請求期間である1年間を超えて住民監査請求をしたことに正当な理由がないとして、これらを却下する旨の判断がなされました。

以上により、本件訴訟は、令和4年度の補助金の確定に関する訴えについてのみ引き続き審理が続行されることとなり、それ以外に関する訴えについては、不適法な訴えとして却下という形で終了したものでございます。

訴訟関係についての御報告は、以上でございます。

○市村議長 ありがとうございます。

次に、和解及び損害賠償額の決定について。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分2件につきまして、御報告申し上げます。

1件目は、本年5月に発生した、訪問収集における誤収集による廃棄事故についてでございます。

まず、事故の状況を御説明申し上げます。

令和7年5月7日午前8時30分頃、文京区千石一丁目の訪問収集対象宅の可燃ごみを回収しようとしたところ、隣家の敷地内にあった食器類が入った袋等についても、誤って廃棄物として収集し、廃棄してしまったものでございます。

次に、和解の内容でございますが、本件事故の解決金として、5万1,980円を区が負担するものでございます。

なお、この経費は、特別区自治体総合賠償責任保険で措置されます。

2件目は、本年7月に発生した、清掃軽小型ダンプ車による物損事故についてでございます。

す。

事故の状況を御説明申し上げます。

令和7年7月2日午前9時15分頃、収集作業後において、文京区白山四丁目37番14号のアパート建物横の私道でUターンをする際に、清掃車両の右後輪が植栽の杭に接触し、当該杭等を破損したものでございます。

次に、和解の内容でございますが、本件事故の損害賠償金といたしまして、杭等の修繕費用10万7,800円を区が負担するものでございます。

なお、この経費は、損害保険会社の自動車保険で措置されます。

また、これら2件につきましては、地方自治法第108条第2項の規定により、本日の本会議におきまして、御報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

御報告は以上でございます。

○市村議長 ありがとうございます。

○市村議長 それでは、議長会の報告に移らせていただきます。

9月18日、特別区議長会が開催され、能登半島地震における災害廃棄物の都内での受入れ終了について報告がございました。

令和6年9月から災害廃棄物を受け入れてまいりましたが、地元での処理にめどがつき、10月上旬で終了見込みとのことです。

また、今後、議長会の中で各区の事例を基に意見交換を行うこととなりました。今回は、墨田区の事例を伺い、予算・決算における委員会討議の充実を図っていることや、区民等の意見交換会の実施について伺い、意見交換を行わせていただきました。

同日、特別区競馬組合議会が開催され、特別区分配金について議案の提出がございました。分配金の総額は138億円とのことで、各区に6億円が分配されることが可決されました。分配時期は、令和8年4月30日とのことです。

議長会の報告は、以上でございます。

○市村議長 それでは、本会議の流れ及び所要時間について。

事務局長より説明を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日、10月6日の本会議の流れでございます。

開議宣告の後、会議録署名人として、千田恵美子議員と、たかはまなおき議員が指名されます。

次に、諸般の報告として、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した和解及び損害賠償額の決定に関する報告について（2件）、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について（1件）、令和7年度8月分例月出納検査結果の報告について、計4件の報告がございます。

次に、日程の追加が行われます。

追加日程第10から第31までとして、請願審査報告、審査終了分22件が本日の日程に追加されます。

次に、日程に入ります。

まず、日程第1から第4までとして、議案第27号及び第30号までの4件が一括して議題とされ、白石総務区民委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、日程第5として、議案第31号が議題とされ、のぐち厚生委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、日程第6から第8までとして、議案第32号並びに第34号及び第35号の3件が一括して議題とされ、松平建設委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、日程第9として、議案第33号が議題とされ、上田文教委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、日程第10から第31までとして、各委員会における請願審査終了分22件が一括して議題とされ、請願審査報告書を書記朗読の後、簡易表決による採決となります。

以上で本日の日程が終了し、散会宣告となります。

次に、所要時間でございますが、本日の所要時間は、約33分程度と見込んでおります。

本会議の流れに関する説明は、以上です。

○市村議長 ありがとうございました。

○市村議長 それでは、一般質問に移ります。

一般質問をお持ちの方は、いらっしゃいますでしょうか。

ないようですね。

それでは、ちょっとだけ追加で、先ほど竹田総務部長が東京都功労者表彰について、発表がありましたが、先ほどの浅田議員の表彰は、地域の功労が長いということでも表彰された

ということですね。それでよろしいんですか。それを追加したいなと。ちょっとだけ。

○浅田議員 今回、地域の活動を評価をいただいて、表彰いただくことになりました。様々な、子ども食堂をはじめ、そういった活動だろうというふうに私のほうは思っております。これから文京区及び文京区民の皆様のために働いてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

（拍手）

○市村議長 ありがとうございました。

○市村議長 それでは、これにて全員協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 1時09分 閉会